

議第三号議案

群馬県議会委員会条例の一部を改正する条例

群馬県議会委員会条例（昭和三十一年群馬県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「教育委員会の委員長」を「教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、改正後の第十八条の規定は適用せず、改正前の第十八条の規定は、なおその効力を有する。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。